

## 軽度者に対する指定福祉用具の取扱いについての留意点

### □承認日□

・理由書は、利用開始日の前月までの提出をお願いします。提出が遅れた場合は、申請があった月の初日からの承認となります。

・急な退院により早急な対応が必要な場合や認定結果待ちなど、利用開始日までに提出が難しいやむを得ない事情がある場合は、必ず事前に介護給付係までご連絡ください。

・提出忘れや、やむを得ない事情と判断できない場合は**給付対象となりません**。  
※原則、介護給付係への連絡から1か月以内に理由書を提出してください（認定結果待ちの場合は認定結果が出てから1か月以内）。1か月以内に提出できない場合は再度の連絡が必要となります。

### □承認期間□

・報酬算定の承認期間は、申請月から要介護認定期間満了日までとします。ただし要介護認定期間が1年を超える場合であっても、**最長1年間**です。引き続き貸与が必要な場合は、利用期間満了日の前月末までに、再度所定の書類を添えて理由書を提出してください。

### □その他□

・利用者の身体状況等が変動し、新たな福祉用具が必要な場合には、その時点で速やかに理由書を提出してください。

・居宅介護支援事業所が変更になった場合は、承認期間の中途であっても、あらかじめサービス担当者会議で貸与を検討のうえ、変更後の居宅介護支援事業所から速やかに理由書を提出してください。

※利用者の身体状況等が承認期間の当初と変動がない場合、主治医意見書等については変更前の居宅介護支援事業所から引継ぎを受け、サービス担当者会議を開催して差し支えありません。

・承認期間終了後、引き続き理由書を提出するときは、認定更新申請時に合わせ、主治医に主治医意見書の「5. 特記すべき事項」欄に使用する福祉用具が必要とされる根拠（疾病・理由等）を記載し、その写しを提出していただければ、「ケアマネジャーと主治医との連絡票」等の利用者の文書料が軽減されます。